

第一章 総則 關係

第三条 京都帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

改正 明三六勅令五四、明四四勅令四四、大三勅令一四五

〔注〕一九一九・二・七勅令第一三三号で廃止。

一 京都帝国大学創立

二 京都帝国大学の位置*

〔二〕
文部省告示第一六号

一八九七（明治三〇）年七月二〇日

一 京都帝国大学ニ関スル件

〔二〕
勅令第二〇九号

一八九七（明治三〇）年六月一八日（官報六月二二日）

朕京都帝国大学ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年六月十八日

内閣総理大臣 伯爵 松方正義

文部大臣 侯爵 蜂須賀茂韶

勅令第二百九号

第一条 京都ニ帝国大学ヲ置キ京都帝国大学ト称ス

第二条 京都帝国大学ノ分科大学ハ帝国大学令第九条ニ依

ラス法科大学医科大学文科大学及理工科大学トス

京都帝国大学ノ位置ハ京都市上京区吉田町トシ七月二十五日ヨリ事務ヲ開始ス

明治三十年七月二十日

文部大臣 侯爵 蜂須賀茂韶

二 総 則

一 帝国大学令

勅令第三号

一八八六(明治一九)年三月一日(官報三月一日)

朕帝国大学令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治十九年三月一日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文

文 部 大 臣 森 有 禮

勅令第三号

帝国大学令

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ
及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス

第二条 帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院
ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及
応用ヲ教授スル所トス

第三条 分科大学ノ学科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ經タル者ニハ
卒業証書ヲ授与ス

第四条 分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル
者ニシテ大学院ニ入り學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試
験ヲ經タル者ニハ学位ヲ授与ス

第五条 帝国大学職員ヲ置ク左ノ如シ

総長

勅任

評議員

書記官

奏任

書記

判任

第六条 帝国大学総長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ帝国大学ヲ総
轄ス其職掌ノ要領ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一 帝国大学ノ秩序ヲ保持スル事

第二 帝国大学ノ状況ヲ監視シ改良ヲ加フルノ必要アリ
ト認ムル事項ハ案ヲ具ヘテ文部大臣ニ提出ス
ル事

第三 評議會ノ議長トナリテ其議事ヲ整理シ及議事ノ
顛末ヲ文部大臣ニ報告スル事

第四 法科大学長ノ職務ニ当ル事

第七条 評議會ハ便宜ニ從ヒ帝国大学若クハ文部省ニ於テ
開設ス

評議會ノ議ニ付スヘキ事項左ノ如シ

第一 学科課程ニ關スル事項

第二 大学院及分科大学ノ利害ノ銷長ニ関スル事項

第八条 評議官ハ文部大臣各分科大学教授ヨリ各二人ヲ特選シテ之ニ充ツ

第九条 評議官ハ五箇年ヲ以テ任期トス任期満ツルノ後時宜ニ依リ更ニ勤続ヲ命スルコトアルヘシ

第十条 分科大学ハ法科大学医科大学工科大学文科大学及理科大学トス

法科大学ヲ分テ法律学科及政治学科ノ二部トス

第十一条 各分科大学職員ヲ置ク左ノ如シ

長 奏任

教頭 奏任

教授 奏任

助教授 奏任

舎監 奏任

書記 判任

第十二条 分科大学長ハ教授ヨリ特選シテ之ニ兼任ス

分科大学長ハ帝国大学総長ノ命令ノ範圍内ニ於テ主管科大学ノ事務ヲ掌理ス

第十三条 各分科大学ノ教頭ハ教授ヨリ特選シテ之ニ兼任ス

教頭ハ教授及助教授ノ職務ヲ監督シ及教室ノ秩序ヲ保持

スルコトヲ掌ル

第十四条 各分科大学ノ教授助教授ノ人員ハ其学科ノ軽重及学生ノ員数ニ応シテ別ニ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

改正 明三勅令九三、勅令二六九 明二五勅令七五、明二六勅令八一

〔注〕一九一九・二・七勅令第一二号で全部改正。

二 帝国大学令一部改正

一八九三(明治二〇)年八月一〇日(官報八月二二日) 勅令第八二号

明治十九年勅令第三号帝国大学令第五条以下ヲ改正スルコト左ノ如シ

第五条 帝国大学総長ハ帝国大学ヲ總轄シ帝国大学内部ノ秩序ヲ保持ス

第六条 帝国大学ニ評議會ヲ設ク

評議會ハ各分科大学長及各分科大学教授各一名ヲ以テ會員トス

帝国大学総長ハ評議會ヲ召集シ其ノ議長トナル

第七条 教授ニシテ評議員タルモノハ各分科大学毎ニ教授ノ互選ニ依リ文部大臣之ヲ命ス

前項ノ評議員ハ三箇年ヲ以テ任期トス但満期ノ後再選セラル、コトヲ得

第八条 評議會ハ左ノ事項ヲ審議ス

第一 各分科大学ニ於ケル学科ノ設置廃止ノ件

第二 講座ノ種類ニ付諮詢ノ件

第三 大学内部ノ制規但勅令又ハ省令ヲ発スルノ必要

アルモノハ其ノ建議案

第四 学位授与ノ件

第五 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件

評議會ハ高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣

ニ建議スルコトヲ得

第九条 分科大学ハ法科大学医科大学工科大学文科大学理

科大学農科大学トス

第十条 分科大学長ハ分科大学ノ学務ヲ統理ス

第十一条 各分科大学ノ教官ハ教授及助教授トス

第十二条 必要アル場合ニ於テハ帝国大学総長ハ講師ヲ囑

託スルコトヲ得

第十三条 帝国大学ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニ対

シ勅旨ニ由リ又ハ文部大臣ノ奏宣ニ由リ名誉教授ノ名称

ヲ与フルコトアルヘシ

第十四条 各分科大学ニ教授会ヲ設ケ教授ヲ以テ會員トス

分科大学長ハ教授会ヲ召集シ其ノ議長トナル
第十五条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

第一 分科大学ノ学科課程ニ関スル件

第二 学生試験ノ件

第三 学位授与資格ノ審査

第四 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件

第十六条 分科大学長ハ必要アリト認ムルトキハ教授ノ外

助教授又ハ囑託講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十七条 各分科大学ニ講座ヲ置キ教授ヲシテ之ヲ担任セ

シム

教授ヲ欠ク場合ニ於テハ助教授又ハ囑託講師ヲシテ講座

ヲ担任セシムルコトアルヘシ

第十八条 講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 本令ハ明治二十六年九月十一日ヨリ施行ス

三 大学 令

(二)

一九一八(大正七年)二月五日(官報一二月六日)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ大学令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年十二月五日

内閣總理大臣 原 敬

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第三百八十八号

大学令

第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ
並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及
国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

第二条 大学ニハ數個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ
必要アル場合ニ於テハ單一一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ
一大学ト為スコトヲ得

学部ハ法学、医学、工学、文学、理学、農学、経済学及
商学ノ各部トス

特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一学部ヲ構成スル
ニ適スルトキハ前項ノ学部ヲ分合シテ学部ヲ設クルコト
ヲ得

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ

數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調
ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得

第四条 大学ハ帝國大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定

ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得

第五条 公立大学ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府
県ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

第六条 私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必
要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財団法人カ其ノ事業
トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七条 前条ノ財団法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要
スル資金及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生
スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス

基本財産中前項ニ該当スルモノハ現金又ハ國債証券其ノ
他文部大臣ノ定ムル有価証券トシ之ヲ供託スヘシ

第八条 公立及私立ノ大学ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ
受クヘシ学部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該大学予科ヲ修
了シタル者、高等学校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣
ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタ
ル者トス

入学ノ順位ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条 学部ニ三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格
シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第十二条 大学ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ予科ヲ置クコトヲ得

大学予科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ為スヘシ

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十四条 大学予科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等学校高等科ニ関スル規定ヲ準用ス

第十五条 大学予科ノ生徒定数ハ毎年ノ予科修了者ノ員数カ其ノ年当該大学ニ収容シ得ル員数ヲ超過セサル程度ニ

於テ之ヲ定ムヘシ

第十六条 大学及大学予科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ当該大学之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七条 公立及私立ノ大学ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クヘシ

第十八条 私立大学ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立大学ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付

亦同シ

第十九条 公立及私立ノ大学ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十条 文部大臣ハ公立及私立ノ大学ニ対シ報告ヲ徴シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十一条 本令ニ依ラサル学校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル学校ニハ当分ノ内第二十一条ノ規定ヲ適用セス

改正 昭三勅令七、昭一八勅令四〇、昭二勅令一〇二

(注) 一九四七・三・三一法律第二六号(学校教育法)で廃止。

四 帝国大学令

勅令第一二二号

一九一九(大正八)年二月六日(官報二月七日)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国大学令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年二月六日

内閣総理大臣 原 敬

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第十二号

帝国大学令

第一条 帝国大学ハ数個ノ学部ヲ綜合シテ之ヲ構成ス

第二条 各帝国大学ニ置ク学部ノ種類ハ別ニ勅令ヲ以テ之

ヲ定ム

第三条 帝国大学ニ大学院ヲ置ク

第四条 帝国大学ニハ官制ノ定ムル所ニ依リ総長、学部長、

教授、助教授其ノ他ノ必要ナル職員ヲ置ク

必要アル場合ニ於テハ帝国大学総長ハ講師ヲ囑託スルコ

トヲ得

第五条 帝国大学ニ評議會ヲ置キ各学部長及各学部ノ教授

二人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

帝国大学総長ハ評議會ヲ召集シ其ノ議長トナル

第六条 教授ニシテ評議員タル者ハ各学部毎ニ教授ノ互選

ニ依リ文部大臣之ヲ命ス

前項評議員ノ任期ハ三年トス

第七条 評議會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 学部ニ於ケル学科ノ設置及廃止

二 講座ノ設置及廃止ニ付諮詢シタル事項

三 大学内部ノ制規

四 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ノ諮詢シタル事項

評議會ハ高等教育ニ関スル事項ニ付意見ヲ文部大臣ニ建

議スルコトヲ得

第八条 学部ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

学部長ハ教授会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第九条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 学部ノ学科課程ニ関スル事項

二 学生ノ試験ニ関スル事項

三 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ノ諮詢シタル事項

第十条 学部長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ囑託

講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十一条 学部ニ講座ヲ置ク

講座ハ教授ヲシテ之ヲ担任セシム但シ教授ヲ欠ク場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ助教教授又ハ嘱託講師ヲシテ之ヲ担任セシムルコトヲ得

第十二条 講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条 帝国大学ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭二勅令三五三、昭三勅令二〇四

〔注〕一九四七・九・三〇政令第一〇四号で国立総合大学令に改称。

一九四九・五・三一法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

五 帝国大学及其ノ学部ニ関スル件(抄)

〔二〕

勅令第一三三号
一九一九(大正八)年二月六日(官報二月七日)

朕帝国大学及其ノ学部ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

シム

御名 御璽

大正八年二月六日

内閣総理大臣 原 敬

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第十三号

帝国大学及其ノ学部ハ左ノ如シ

〔中略〕

京都帝国大学

法学部

医学部

工学部

文学部

理学部

〔中略〕

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ法科大学、医科大学、工科大学、文科大学、理科大学、農科大学ハ各本令ノ法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部トス

九州帝国大学農学部及北海道帝国大学医学部ノ各学科開設

ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

明治三十年勅令第二百八号、同年勅令第二百九号、明治四十年勅令第二百三十六号、明治四十三年勅令第四百四十八号及大正七年勅令第四十三号ハ之ヲ廃止ス

改正 大八勅令三三五、勅令二五五、大一一勅令三九六、大一二勅令四八九、大一二勅令二四四、昭五勅令五二、昭六勅令六八、昭八勅令三三、昭一四勅令一一〇、勅令一一三、昭一七勅令二二五、勅令三三七、昭二勅令二三九、政令二〇四

〔注〕一九四七・九・三〇政令第二〇四号で国立総合大学及び其の学部に関する件に改称。

一九四九・五・三二法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

六 学校教育法(抄)

〔二〕
法律第二六号
一九四七(昭和二二)年三月二十九日(官報三月三二日)

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た学校教育法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年三月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二十六号

学校教育法

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二条 学校は、国、地方公共団体及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。

この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、別に法律で定める法人の設置する学校をいう。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 国立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校の外、学校(大学の学部又は大学院についても同様とする。)の設置廃止、設置者の変更その他監督庁の定める事項は、監督庁の認可を受けなければならない。

内務大臣 植原悦二郎
大蔵大臣 石橋 湛山
文部大臣 高橋誠一郎

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。但し、国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。

国立又は公立の学校における授業料その他の費用に関する事項は、監督庁が、これを定める。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第八条 校長及び教員の免許状その他資格に関する事項は、監督庁がこれを定める。

第九条 左の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 長期六年の禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 長期六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることのないことに至らない者

四 前条の免許状取上げの処分を受け、二年を経過しな

い者

五 昭和二十一年勅令第二百六十三号による教職不適格者

六 性行不良と認められる者

第十条 私立学校は、校長を定め、監督庁に届け出なければならぬ。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

第十二条 学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進を図るため、身体検査を行い、及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない。

身体検査及び衛生養護の施設に関する事項は、監督庁が、これを定める。

第十三条 左の各号の一に該当する場合においては、監督庁は、学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定により、監督庁のなした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

第十四条 学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督庁の定める規程に違反したときは、監督庁は、その変更を命ずることができる。

〔中略〕

第五章 大学

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第五十三条 大学には、数個の学部を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の学部を置くものを大学とすることができる。

第五十四条 大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。ことができる。

第五十六条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定める

ところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十七条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第五十八条 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教授は、教授の職務を助ける。

助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

第五十九条 大学には、重要な事項を審議するため、教授

会を置かなければならない。

教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第六十条 大学の設置の認可に関しては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

大学設置委員会に関する事項は、命令でこれを定める。

第六十一条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第六十二条 大学には、大学院を置くことができる。

第六十三条 大学に四年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

学士に関する事項は、監督庁が、これを定める。

第六十四条 公立又は私立の大学は、文部大臣の所轄とする。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第六十六条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。

第六十七条 大学院に入学することのできる者は、第五十

七条第二項に規定する者とする。

第六十八条 大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。

博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

第六十九条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

公開講座に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第七十条 第二十八条第六項及び第四十五条の規定は、大学に、これを準用する。

〔中略〕

附則

第九十三条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

〔中略〕

第九十四条 左に掲げる法律及び勅令は、これを廃止する。

〔中略〕

大学令

〔中略〕

学位令

〔中略〕

第九十八条 この法律施行の際現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

前二項の規定による学校に関し、必要な事項は、文部大臣が、これを定める。

〔中略〕

第九十八条 従前の学位令による学位は、第九十四条の規定にかかわらず、第九十八条の規定による大学において、文部大臣の定めるものの外、なお従前の例により、これを授与することができる。

改正 昭三法律一三三、法律一七〇、昭四法律一四八、法律一七九、法律二七〇、昭五法律一〇三、昭二八法律一六七、法律二二三、昭一九法律一九、法律一五九、昭三二法律一四九、昭三三法律五六、昭三五法律一六、昭三六法律一四四、法律一六六、昭三七法律一六一、昭三九法律一一〇、昭四二法律一八、法律一二〇、昭四四法律一、昭四五法律四八、法律一一一、昭四八法律一〇三、昭四九法律七〇、昭五〇法律五九、昭五一法律二五、昭五三法律五五、昭五六法律八〇、昭五七法律六九、昭五八法律五五、法律七八、昭六二法律八八、昭六三法律八八、平三法律二三、法律二五、法律七九、

平五法律八九、平六法律四九

七 学校教育法施行規則（抄）

（二）

文部省令第一一〇号

一九四七（昭和二二）年五月二三日

学校教育法施行規則を次のように定める。

昭和二十二年五月二十三日

文部大臣 高橋誠一郎

学校教育法施行規則

第一章 総則

第一節 設置廃止

第一条 学校には、別に定める設置基準に従い、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、体操場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならない。

学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第二条 学校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に、校地、校舎、体操場、寄宿舎等の図面を添え、監督庁に申請しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 位置
 - 四 学則
 - 五 経費及び維持方法
 - 六 学校開設の時期
- 前項第一号から第三号までの変更は、監督庁の認可を受けなければならない。
- 第一項第四号及び第五号の変更は、監督庁に届け出なければならない。
- 第三条 前条の学則中には、少くとも、左の事項を記載しなければならない。
- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下休業日と称する。）に関する事項
 - 二 部科の組織に関する事項
 - 三 教科課程及び授業日時数に関する事項
 - 四 試験及び課程修了の認定に関する事項
 - 五 収容定員及び職員組織に関する事項
 - 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
 - 八 賞罰に関する事項

九 寄宿舎に関する事項

第四条 校地を増減し、又は校舎、体操場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、設置者において、その図面を添え、監督庁に届け出なければならない。

第五条 学校の設置者を変更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項第一号から第五号までの事項及び変更の年月日を具し、監督庁の認可を受けなければならない。

第六条 学校を廃止しようとする者は、廃止の事由及び学生、生徒、児童又は幼児の処置方法を具し、監督庁の認可を受けなければならない。

第七条 学校教育法によつて設置義務を負う者の設置する学校の校数及び位置を変更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第二節 免許状及び資格

第八条 校長（学長を除く。）は、校長免許状を有する者でなければならない。

教諭は、教諭免許状を有する者でなければならない。
助教諭は、助教諭免許状を有する者でなければならない。
い。

第九条 養護教諭は、養護教諭免許状を有する者でなければ

ばならない。

第十条 校長免許状及び教員免許状の種類、検定、授与、取上げその他に関する事項は、別にこれを定める。

第十一条 学長、教授、助教授及び助手の資格に関する事項は、別にこれを定める。

第三節 衛生懲戒その他

第十二条 身体検査、健康相談、疾病の予防措置、学校給食その他衛生養護の施設に関する事項は、別にこれを定める。

第十三条 懲戒は、学校の種類に応じ、学校が行う。但し、退学は、左の各号の一に該当する場合に限る。

一 品行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

第十四条 私立学校が、校長を定め、監督庁に届け出るに当つては、その履歴書を添えなければならない。

第十五条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。

一 学校に関係のある法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医視察簿及び学校日誌

三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任教科及び時間表

四 学籍簿、出席簿及び身体検査に関する表簿

五 入学検査及び成績検査に関する表簿

六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七 往復文書処理簿

前項の表簿中、学籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない。

学校が廃止又は閉鎖された場合には、国立又は公立の学校にあつてはその設置者において、私立学校にあつてはその監督庁において、学籍簿を保管しなければならない。

〔中略〕

第五章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科

第六十六条 大学（大学院を含む。）の設備、編制、学部及び学科の種類並びに学士に関する事項は、別に定める大学設置基準による。

第二節 入学、退学、転学、休学、卒業その他
第六十七条 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業は、

教授会の議を経て、学長が、これを定める。

第六十八条 学位に関する事項は、別にこれを定める。

第六十九条 学校教育法第五十六条の規定により、大学入學に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者

二 文部大臣の指定した者

三 その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第七十条 学校教育法第五十七条第二項(第六十七条において準用する場合を含む。)の規定により大学の専攻科(大学院を含む。)入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

一 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

二 文部大臣の指定した者

三 その他大学の専攻科(大学院を含む。)において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第七十一条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

第七十二条 第二十八条、第四十四条第一項及び第六十四条の規定は、大学に、これを準用する。

(中略)

附則

第八十一条 この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

(以下略)

改正

昭三三文令一八、昭三四文令三四、文令三九、文令四四、昭二五文令一一、文令一三、文令二四、文令二八、昭二六文令八、文令一三、昭二八文令二五、昭二九文令一六、文令一九、文令二九、昭三〇文令六、昭三一文令九、文令二二、文令二二、文令二八、文令三一、文令三一、文令三三、昭三二文令二一、昭三三文令一八、文令二四、文令二五、昭三五文令一六、昭三六文令二一、昭三七文令一一、文令二八、文令三一、昭三八文令三、文令二二、昭三九文令五、文令二一、昭四〇文令五、昭四一文令三、文令三五、昭四二文令一五、文令一八、昭四三文令二五(昭四六文令六)、文令三〇、昭四四文令一一、昭四五文令一八、文令三三、昭四六文令一七、文令三一、昭四七文令二、文令六、文令四六、昭四九文令二、文令二八、文令三八、昭五〇文令二一、文令四一、昭五一文令一、文令一四、文令二九、文令三三、昭五二文令三〇、昭五三文令二二、文令三〇、文令三一、文令四一、昭五四文令一九、文令二〇、文令二五、昭五六文令三三、昭五七文令三、文令二九、昭五八文令一五、昭五九文令三九、昭六一文令三〇、昭六三文令四、文令五、文令三八、平元文令一(平元文令四、

文令四五、平五文令三、文令三、文令四、文令一〇、文令三六、文令四〇(平元文令四六)、文令四四、平三文令一、文令三七、文令四五、平四文令四、平五文令一、文令二、文令三、文令二九、平六文令一、文令三四、文令四六、文令四八、平七文令四、文令二二、平九文令六、文令三一、平一〇文令三

八 大学基準

〔五〕
大学基準協会決定

一九四七(昭和二二)年七月八日

大学基準

第一 趣 旨

一、大学は最高の教育機関として又學術文化の研究機関として重要な使命をもっているのに鑑み、大学の諸組織施設はその機能が充分發揮出来るよう一定の基準を設け、これに基いて設置され充實されることが大切である。

二、この基準は大学の最低の基準を示すものであつて、新しく設置される大学は勿論、現に存在する大学にもこれを適用してその適否を検し、また内容の充実を計る。

三、大学を判断し測定するには、各大学が掲げている目的或は果そうとする使命に即して、その大学が高等學術の機関として表示してゐる全形態を基礎としてこれを行わなければならない。

四、この基準には学校教育法及同法施行規則に決められている事項を省略してある。

第二 基 準

一、大学はその設置の目的、使命を明示しなければならない。

二、大学に於ける学部設置は左の基準に依る。

1 大学の学部の種類は法学、文学、経済学、商学、医学、理学、工学、農学、その他学部として適当な規模内容があると認められたものとする。なお実質及び規模が一学部を構成するのに適当なときは、必要に応じこれを分合して一学部とすることができる。

2 学部は専攻により学科に分けることができる。学科の種類は別にこれを定める。

三、大学はその目的使命を達成するために必要にして充分な講座を設けなければならない。講座における教育組織は次の基準に依る。

1 講座は専任の教授が担任することを原則とする。

講座を担任すべき適当な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教授、講師がそれを担任又は分担することができる。助教授、講師が講座を担任又は分担する場合には教授会の承認を経なければならない。

2 兼任教授、助教授、講師が担任又は分担する講座の総数は全講座数の半数を超えることはできない。各講座には助教授及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教授助手を欠くことができる。

4 講座を担任しない教授及び講座に属していない助教授助手を置くことができる。

5 講座外又は特別の授業は助教授講師で差支えない。

四、教員の任免資格等については次の基準に依る。
1 教授は担当する専門学術の進歩並にその教育に対して責任を負う。

2 大学総長又は大学長は教授及び助教授の任免に当たっては教授会に諮りその賛同を得ることを必要とする。

3 資格審査は人格、学歴、職歴、著書、論文、学会

並に社会における活動等について行われなければならない。

4 教授、助教授、助手には研究に対する必要な施設と時間が与えられなければならない。

5 教授、助教授、助手にはその精力と時間とを他の職業に割くことなく自らその家族を支えるために適当な俸給が与えられなければならない。

五、学生定員は講座数、教授能力、授業並に実験設備、衛生施設等を考慮して最適の定員を決定しなければならない。

その決定には教授会の議は尊重されなければならない。

六、学生の入学に関しては左の基準に依る。

入学資格は学校教育法及び同法施行規則に定められたところに依る。但し入学試験を行い大学における学業を成就する見込のあるものを選択することが出来る。

入学試験の科目は各大学においてこれを決定できるが、学科試験の科目は特別の場合を除き高等学校の課程の範囲内で選ばなければならない。

七、授業科目及びその単位数決定は左の基準に依る。

1

大学は左に掲げる一般教養科目中各系列に亘つて夫々三科目以上、全体として文科系の大学又は学部では十五科目、理科系の大学又は学部では十二科目の授業を必ず用意しなければならない。

人文科学関係 哲学(倫理学を含む)、心理学、

教育学、歴史学、人文地理学、

文学、外国語

社会科学関係 法学、政治学、経済学、社会学、

統計学、家政学

自然科学関係 数学、物理学、化学、地学、生

理学、人類学、天文学

必要の場合には前掲以外の科目を一般教養科目に加えることができる。

2

専門科目については別に定めるところに依る。

3

一科目に対する課程を終了した学生には単位を与えるものとする。各科目に対する単位数は次の基準に依つて計算する。

イ、講義に対しては一時間の講義に対し教室外にお

ける二時間の準備又は学習を必要とすることを

考慮し毎週一時間十五週の講義を一単位とする。

ロ、数学演習の如き演習は二時間の演習に対し一時

間の準備を必要とすることを考慮し、毎週二時間十五週の演習を一単位とする。

ハ、化学実験、機械実験、農場演習、工作実習、機

械製図の如き実験室又は実習場における授業に

対しては、学習は凡て実験室又は実習場におい

て行われるものであることを考慮し、毎週三時

間十五週の演習又は実習を一単位とする。

八、学士号の種類に関する事項は別にこれを定める。

九、学士号に対する最低要求は左の基準によるものとする。

1

学士号を与える資格の最低要求は七の3に定めた定義に従つて決定された単位百二十を四箇年以上

(夜間授業を行う学部の場合は別にこれを定める)

に獲得することとする。卒業論文又は卒業計画の

単位は右百二十単位中にこれを含ませる。但しそ

の単位を如何に定めるかは各大学の自由とする。

2

文科系の大学又は学部の学生は、一般教養科目中

外国語一科目を含め七の1に示す三つの系列に互

つて夫々二科目以上合計十科目以上、専門科目に

ついては十五科目以上を履修し、一般教養科目に

ついては四十単位以上、専門科目については八十

単位以上を取得しなければならない。

- 3 理科系の大学又は学部 of 学生は、一般教養科目中外国語一科目を含め七の1に示す三つの系列に互つて夫々二科目以上合計九科目以上を履修し、一般教養科目については三十六単位以上、専門科目については八十四単位以上を取得しなければならない。

一〇、大学は学部学科の種類学生数等についての組織規模に応じ、次に掲げるような施設及び設備をもつことを基準とする。

- 1 校地は文教に相應しい環境をもち、校舎敷地の外に適當の空地を存し、学生が授業時間外において休息運動などのできるようになるべく広きをよしとする。農学部をもつ大学では適當な演習地を備えなければならない。

- 2 校舎諸設備は大学の組織規模に応じ、教授上研究上及び保健上の必要を考慮し、少くとも次に掲ぐるものを備え且それ等の施設は常に改善されなければならない。

イ、総長室、学長室、会議室、事務室等、教授助教の研究室、教室、実験室、実習室等、図書館、

講堂、体育館、寄宿舎、医療室
ロ、重要な事項に關しては夫々別に研究所を附置することができ。

ハ、図書館には学生の圖書閲覧のために採光換氣十分な学生閲覧室を設け相當数の座席を設ける。

ニ、教授上研究上必要な機械器具は最低必要量を備えることは勿論、特に嶄新なものを備えるようにする。

ホ、学部の種類に応じ内外の専門圖書相當部数を備え、学部の種類によつては適當な標本を備える。

ヘ、医学部では附屬病院を備える。
ト、其他医療室、体育館、寄宿舎、研究所、附屬病院、農場、演習林等には規模に応じ必要な設備をする。

一一、大学の資産並に維持經營の方法は次の基準に依る。

- 1 大学はその組織規模に相應する校地、校舎、諸施設設備等の不動産の外、適當額の資産を備える。

2 学生の修業を保証するに足る財政的基礎を確立することが必要である。この為に学生から徴収する授業料及び前項資産より生ずる果実の外、必要に応じ相當の収入を得べき適當な機關を備える。

3 大学では年次決算を公表するものとする。

備考

一、大都市には専門学校等が昇格する場合を除き原則として大学の新設を認めない。

二、校舎設備は当分原則として現有施設を所有してゐるか、確実に利用し得る見込ある場合についてのみ詮議される。

三、大都市の他、大学所在地の違いに依つて生れる差異、大学の伝統特色を生かすことの工夫も考慮されなければならぬ。

四、大学院に関する基準は別に之を定める。

改正 昭三・一二・一五、昭三・五・二五、昭二四・五・二四、

昭二五・六・一三、昭二六・六・二一、昭二八・六・九、昭

二九・六・二一

九 臨時教員養成所官制等一部改正(抄)〔京都帝国大学を

京都大学に改称〕

〔二〕

政令第二〇四号

一九四七(昭和二二)年九月三〇日

臨時教員養成所官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

政令第二百四号

第一条 左に掲げる勅令中「帝国大学」を「国立総合大学」に改める。

臨時教員養成所官制

明治二十六年勅令第九十六号(帝国大学、官立大学、高等師範学校及び文部省直轄諸学校雇外国人に関する勅令)

昭和二十一年勅令第三百五十三号(帝国大学等の名譽

教授に関する勅令)

第二条 帝国大学令の一部を次のように改正する。

「帝国大学」を「国立総合大学」に改める。

第三条 帝国大学官制の一部を次のように改正する。

「帝国大学官制」を「国立総合大学官制」に改める。

第一条 国立総合大学ハ左ノ如シ

東京大学

京都大学

東北大学

九州大学

北海道大学

大阪大学

名古屋大学

第二条、第三条第一項、第七条、第八条第一項、第十条、第十六条第一項及び第十七条中「帝国大学」を「国立総合大学」に改める。

〔中略〕

第十二条第一項、第十三条第一項、別表第一及び別表第二中「京都帝国大学」を「京都大学」に改める。

〔中略〕

第四条 大正八年勅令第十三号（帝国大学及びその学部に関する勅令）の一部を次のように改正する。

「帝国大学及」を「国立総合大学及」に、〔中略〕「京都帝国大学」を「京都大学」に〔中略〕改める。

〔中略〕

第五条 昭和十五年勅令第二百七十八号（帝国大学及び官立医科大学に臨時附属医学専門部を設置する勅令）の一部を次のように改正する。

第一条及び別表中〔中略〕「京都帝国大学」を「京都大学」に〔中略〕改める。

第三条中「当該帝国大学医学部」を「当該国立総合大学医学部」に改める。

〔中略〕

第九条 京都帝国大学講座令の一部を次のように改正する。

「京都帝国大学」を「京都大学」に改める。

第十条 左に掲げる勅令中「京都帝国大学」を「京都大学」に改める。

化学研究所官制

人文科学研究所官制

結核研究所官制

工学研究所官制

食糧科学研究所官制

第十一条 木材研究所官制の一部を次のように改正する。

第二条中「京都帝国大学及九州帝国大学」を「京都大学及九州大学」に、同条及び第四条中「当該帝国大学」を「当該国立総合大学」に改める。

〔中略〕

附則

この政令は、昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

文部大臣 森戸 辰男
内閣総理大臣 片山 哲

一〇 大学院基準

〔五〕
大学基準協会決定
一九四九（昭和二四）年四月一二日

大学院基準

第一 趣 旨

一、大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。

二、修士の学位を与える課程は、学部に於ける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。

三、博士の学位を与える課程は、独創的研究によつて従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第二 基 準

一、大学院は修士の学位を与える課程と、博士の学位を与える課程とを置く。但し修士の学位を与える課程のみを置くことができる。

二、修士の学位を得んとするものは、全日制にては一ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科

目について三十単位以上履修し且つ研究論文を提出しなければならない。

三、博士の学位を得んとするものは、全日制にては三ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について五十単位以上履修し、独創的研究に基づく研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。

四、大学院に入学する学生は、大学を卒業した者、若しくはこれと同等の学力を有する者でなければならない。

五、大学院を置く大学は、その課程に必要な施設並びに講義、演習、実験等の授業を用意しなければならない。

六、大学院を置く大学は、その目的使命を十分に達成し得るような大学教員組織を用意しなければならない。

備 考

一、修士博士の種類を示す名称については学士の場合に倣い研究科名またはそれに準ずる名称を冠するものとする。

二、この基準は、学術の研究者及教授者の養成を主たる目的とする大学院について定めたものである。専門的職業に従事する者（例えば医師、弁護士等の養成を主たる目的とするもの、基準は別に之を定める）。

三、医学、歯学、薬学、獣医学、工学、農学等の大学院においても学術の研究者及び教授者の養成を主たる目的とするものについての規程はこの基準による。

改正 昭三〇・六・七

一一 国立学校設置法(抄)

法律第一五〇号

一九四九(昭和二十四)年五月三十一日

国立学校設置法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年五月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第五十号

国立学校設置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国立大学(第三条―第八条)

第三章 国立高等学校(第九条)

第四章 国立の各種学校(第十条・第十一条)

第五章 職員及び職(第十二条―第十四条)

第六章 雑則(第十五条)

附則

第一章 総則

(設置及び所轄)

第一条 この法律により、国立学校を設置する。

2 国立学校は、文部大臣の所轄に属する。

(定義)

第二条 この法律で「国立学校」とは、学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)第一条に定める学校のうち、国立の大学及び高等学校並びに同法第八十三条に定める各種学校で国立のものをいう。

第二章 国立大学

(名称及び位置等)

第三条 国立大学の名称、位置、学部及びその国立大学に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

国立大学の名称	位置	学部	学校教育法第九十八条の規定による学校で上欄の国立大学に包括されるもの
京都大学	京都府	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 工学部	京都大学 京都大学附属医学専門部 第三高等学校

第1章 総則関係

(学部附属の研究施設)

(京大関係のみ)

京都大学						大学の名称
食糧科学研究所	木材研究所	工学研究所	結核研究所	人文科学研究所	化学研究所	研究所の名称
京都府						位置
食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究	木材に関する学理及びその応用の研究	工学に関する学理及びその応用の総合研究	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	世界文化に関する人文科学の総合研究	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究	目的

第四条 国立大学に、左表の通り、研究所を附置する。

(附置の研究)

(京大関係のみ)

農学部

第五条 国立大学の学部、に、左表の通り研究施設を置く。

京都大学		大学の名称	学部	研究施設の名称
農学部	医学部	理学部	農学部	附属臨海実験所、附属臨湖実験所、附属火山温泉研究所
附属農場、附属演習林	附属病院、看護婦養成施設			

(京大関係のみ)

(附属図書館)

第六条 国立大学に、附属図書館を置く。

(附属の学校)

第七条 国立大学に附属の学校を置く場合においては、その組織その他必要な事項は、法律又は政令で定める。

(講座等)

第八条 国立大学の各学部に置かれる講座又はこれに代るべきものの種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

(中略)

第五章 職員及び職

(国立学校の職員の定員)

第十二条 各国立学校に置かれる職員の定員は、別表第一から第三までによる。

(国立学校の職)

第十三条 各国立学校(附則第三項及び第五項に規定する学

校を含む。)に置かれる職の種類及び定員については、文
部省令で定める。

(国立学校に置かれる職員の任免等)

第十四条 国立学校に置かれる職員の任免、懲戒その他人
事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十
二年法律第二百十号)及び教育公務員特例法(昭和二十四
年法律第一号)の定めるところによる。

第六章 雑則

(命令への委任)

第十五条 この法律又は他の法律に別段の定めのあるもの
を除く外、国立学校の組織及び運営の細目については、
文部省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条の
規定は、学校の修業年限及び学年の進行に関しては、昭
和二十四年四月一日から適用があるものとする。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

国立総合大学令(大正八年勅令第十二号)

国立総合大学官制(昭和二十一年勅令第二百五号)

国立総合大学及び其の学部に関する件(大正八年勅令第

十三号)

(中略)

京都大学講座令(大正八年勅令第十五号)

(中略)

国立総合大学及び官立医科大学に臨時医学専門部を設
置するの件(昭和十五年勅令第二百七十八号)

(中略)

化学研究所官制(大正十五年勅令第三百十三号)

人文科学研究所官制(昭和十四年勅令第五百二十号)

結核研究所官制(昭和十六年勅令第二百六十七号)

工学研究所官制(昭和十六年勅令第二百二十二号)

木材研究所官制(昭和十九年勅令第三百五十四号)

食糧科学研究所官制(昭和二十一年勅令第四百二十三
号)

(中略)

3 第三条に規定する大学は、それぞれその包括する学校
の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業
及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事
項並びに第三条に規定する大学に包括する学校に附置さ
れる学校については、なお従前の例により取り扱うもの
とする。

4 前項の規定の実施に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔中略〕

7 従前の規定により国立の大学の大学院は、当分の間、なお従前の例により取り扱うものとする。

8 国立大学に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する国立大学の職員の定員に含まれるものとする。

〔中略〕

(別表第二)

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
京都大学	三、四五三人

〔中略〕

〔京大関係のみ〕

文部大臣 高瀬莊太郎
農林大臣 森 幸太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

改正 昭二四法律二二六、昭二五法律五一、法律二六九、昭二六法律八四、昭二七法律三二、法律一四九、昭二八法律二五、法律八八、昭二九法律一六、昭三〇法律四四、昭三一法律二六、

昭三二法律三一、昭三三法律二八、昭三四法律一五、昭三五法律一六、昭三六法律四一、法律一一一、昭三七法律三六、昭三八法律六九、昭三九法律九、昭四〇法律一五、昭四一法律四八、昭四二法律一八、昭四三法律三七、昭四四法律三三、法律四〇、昭四五法律一七、昭四六法律三三、法律一三〇、昭四七法律二六、昭四八法律一〇三、昭四九法律八一、昭五〇法律二七、昭五一法律二六、昭五二法律二九、昭五三法律七四、昭五四法律一一、昭五五法律一三、法律一四、昭五六法律一三、昭五七法律一三、昭五八法律一四、法律七八、昭五九法律一三、昭六〇法律三五、昭六一法律二六、昭六二法律五、昭六三法律六七、平元法律二九、平一法律三二、平三法律一三、平四法律三七、平五法律二一、平六法律三二、平七法律三二、平八法律九、平九法律一四、平一〇法律一五

二 国立学校設置法施行規則〔抄〕

文部省令第三三号
一九四九(昭和二四)年六月二日

国立学校設置法を実施するため、この省令を制定する。

昭和二十四年六月二十二日

文部大臣 高瀬莊太郎

国立学校設置法施行規則

第一章 国立大学

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号、以下法という。)第三条に規定する各国立大学に学長、学部

長、主事、教授、助教授、講師、助手、附属学校の長及び教員並びに教務職員、技術職員及び事務職員を置き、その定員は、別表第一による。

第二条 学長、教授、助教授及び助手は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条に規定する職務に従事する。

2 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

3 教務職員は、大学で定める職にある者とし、教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

4 技術職員は、この規則に定めるものを除く外、大学で定める職にある者とし、技術に関する職務に従事する。

5 事務職員は、この規則に定めるものを除く外、大学で定める職にある者とし、庶務、会計等の事務に従事する。

第三条 国立大学の各学部の長は、学部長とし、その大学の教授である者をもつて充てる。但し、単に一箇の学部を置く大学にあつては、学部長を置かないことができる。

第四条 教授上又は管理上必要がある場合には、国立大学又はその学部に分校を置くことができる。

2 分校の長は、主事とし、その大学の教授である者をも

つて充てる。

第五条 各国立大学に、事務局及び厚生補導に関する部を置く。但し、特別の事情がある場合は、これらを合せて一つの部局とすることができる。事務局は、庶務、会計及び施設等に関する事務をつかさどる。

2 事務局及び前項の部には、それぞれその大学の規模に応じ、適當数の課を置くことができる。

3 事務局、部の長は、それぞれ局長、部長及び課長とする。

4 局長は、事務職員をもつて、部長は、事務職員又は教授もしくは助教授である者をもつて、課長は、事務職員又は技術職員をもつて充てる。但し、必要がある場合は、教授又は助教授である者をもつて充てることができる。

第六条 法第四条に規定する各研究所にそれぞれその長を置き、その大学の教授である者をもつて充てる。

第七条 法第五条に規定する各研究施設にそれぞれその長を置き、その研究施設の規模に応じその大学の教授又は助教授である者をもつて充てる。但し、特別の必要がある場合は、事務職員をもつて充てることができる。

第八条 法第五条に規定する病院又は病院分院に薬局を置く。

2 薬局の長は、薬局長とし、技術職員をもつて充てる。

第九条 大学において必要がある場合は、法第六条に規定する図書館に分館を置くことができる。

2 図書館及び図書館分館の長は、それぞれ館長及び分館長とする。

3 館長は、その大学の教授である者をもつて、分館長は、その大学の教授又は助教である者をもつて充てる。但し、必要がある場合は、館長又は分館長は、事務職員をもつて充てることができる。

第十条 国立大学の各学部、分校、附置の研究所、学部附属の研究施設及び図書館には、その規模に応じてそれぞれ事務部又は事務室を置くことができる。

2 事務部及び事務室の長は、それぞれ事務長及び事務主任とする。

3 事務長及び事務主任は、それぞれ事務職員をもつて充

てる。

第十一条 法又はこの規則に定めたものを除く外、国立大学の内部組織に関しては、それぞれその大学の定めるところによる。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月三十一日から適用する。

2 国立大学の学部長及び分校主事は、第三条及び第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、教授でない者をもつて充てることができる。

3 法附則第三項に規定する各国立大学に包括される学校の課程の長はその大学の学長、学部長又は分校の主事である者をもつて充てる。但し、昭和二十四年七月三十一日までは、なお従前の例による。

別表第一

京 都 大 学	学 長	学部長及び 主事	教 授	助教授	講 師	助 手	附属学校の 長及び教員	教務職員 技術職員 事務職員	計
	一	八	三〇六	二七六	四三	四三一	一	二、三八八	三、四五三

〔京大関係のみ〕

備考

1. 主事の定員は、当分の間、教授の定員に含まれるものとする。

2. 国立大学に包括される法第三条の表の下欄に掲げる諸学校の校長、教授、助教授、三級の文部教官（助教授及び助手）の定員は、それぞれこの表の該当欄に含まれているが、国立大学の学年進行に伴い変更されるものとする。

〔以下略〕

改正

昭二五文令一七、昭二六文令一九、昭二七文令六、文令二三、昭二八文令一〇、文令一九、昭二九文令一、文令六、昭三〇文令一三、昭三二文令八、昭三三文令七、昭三三文令一、文令七、文令一三、昭三四文令五、文令六、文令一六、文令一九、昭三五文令六、昭三六文令一、文令七、文令一五、昭三七文令一七

〔注〕一九六四・四・一文部省令第一一号で全部改正。

一三 国立学校設置法一部改正（抄）〔新制大学院設置〕

〔二〕

法律第二五号

一九五三（昭和二八）年三月二六日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を

次のように改正する。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（大学院を置く大学）

第三条の二 左に掲げる国立大学に、大学院を置く。

北海道大学

東北大学

東京大学

東京教育大学

東京工業大学

一橋大学

名古屋大学

京都大学

大阪大学

神戸大学

広島大学

九州大学

2 前項の国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程は、政令で定める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
京都大学	三、三〇二人

〔京大関係のみ〕

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一四 大学設置基準

文部省令第二八号
一九五六(昭和三十一年)一月二二日

学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基づき、大学設置基準を次のように定める。

昭和三十一年十月二十二日

文部大臣 清瀬 一郎

大学設置基準

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 学部(第二条―第四条)

第三章 学科目制、講座制及び教員組織(第五条―第十二条)

条)

第四章 教員の資格(第十三条―第十六条)

第五章 学生定員(第十七条)

第六章 授業科目(第十八条―第二十四条)

第七章 単位(第二十五条・第二十六条)

第八章 授業(第二十七条―第三十条)

第九章 卒業の要件及び学士(第三十一条―第三十四条)

第十章 校地、校舎等の施設(第三十五条―第三十八条)

第十一章 設備及び附属施設(第三十九条―第四十一条)

第十二章 雑則(第四十二条―第四十五条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 大学設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 学部

(学部)

第二条 学部は、専攻により教育研究上から組織されるも

のであつて、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。

2 学部の種類は、文学、法学、経済学、商学、理学、医学、歯学、工学及び農学の各学部その他学部として適当な規模内容があると認められるものとする。

3 実質及び規模が一学部を組織するのに適当な場合において、特別の必要があるときは、前項の学部の全部又は一部を分合して一学部とすることができる。

(学科)

第三条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えたものとする。

3 学科には、教育研究上特に必要があるときは、専攻課程を設けることができる。

(課程)

第四条 学部の種類により学科を設けることが適当でないときは、これにかえて課程を設けることができる。

2 課程には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を設けることができる。

第三章 学科目制、講座制及び教員組織

(学科目制及び講座制)

第五条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする。

2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

(学科目制)

第六条 教育上主要と認められる学科目(以下「主要学科目」という。)は、専任の教授又は助教授が担当するものとする。ただし、主要学科目を担当すべき適当な教授又は助教授が得られない場合に限り、専任の講師又は兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

2 主要学科目以外の学科目についてもなるべく専任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当するものとし、大学の事情によつては兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

3 実験、実習、演習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

(講座制)

第七条 講座には、教授、助教授及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教授若しくは助手を欠くことができる。

2 講座は、専任の教授が担当するものとする。ただし、講座を担当すべき適当な教授が得られない場合に限り、専任の助教授若しくは講師又は兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

(講座外授業)

第八条 講座制を設ける大学において、講座外の授業を設けるときは、なるべく専任の助教授若しくは講師がこれを担当するものとし、大学の事情によつては兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

(授業を担当しない教員)

第九条 前三条に規定するもののほか、大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教授、助教授又は助手を置くことができる。

(専任教員)

第十条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものと

する。

(専任教員数)

第十一条 大学の学部における専任教員の数は、別表第一から第三までのとおりとする。

(兼任教員数)

第十二条 第六条、第七条又は第八条の規定による兼任の教員の合計数は、全教員数の二分の一をこえないものとする。

第四章 教員の資格

(教授の資格)

第十三条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下本条、次条及び第十六条において同じ。)において教授の経歴のある者

四 大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

五 高等学校及び専門学校(旧高等学校令(大正七年勅令

第三百八十九号)による高等学校及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校をいう。以下次条第五号において同じ。)並びにこれらと同等以上と認められる学校において五年以上教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

六 芸能体育等については、特殊の技能にひいて、教育の経歴のある者

(助教授の資格)

第十四条 助教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 前条に規定する教授となることのできる者
- 二 大学において助教授又は専任の講師の経歴のある者
- 三 大学において三年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者

四 修士の学位を有する者又は旧大学令による大学の大学院に三年以上在学した者で、教育研究上の能力があると認められる者

五 高等学校及び専門学校並びにこれらと同等以上と認められる学校において、三年以上教授の経歴があり、又は五年以上助教授若しくは専任の講師の経歴があり、

教育研究上の業績若しくは能力があると認められる者

六 研究所、試験所、調査所等に五年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

(講師の資格)

第十五条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第十三条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

(助手の資格)

第十六条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学の学部を卒業した者
- 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

第五章 学生定員

(学生定員)

第十七条 学生定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。

2 学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、教室、実験・実習及び演習の施設、保健衛生及び体育の施設並

びに設備その他を総合的に考慮して定めるものとする。

第六章 授業科目

(授業科目の基準)

第十八条 大学は、この章で定める基準に従つて授業科目を開設するものとする。

2 授業科目とは、学科目、講座又はこれらの併用によつて編成する教育課程における授業の科目をいう。

(授業科目の区分)

第十九条 大学で開設すべき授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分ける。

2 前項に規定するもののほか、学部又は学科の種類によつては、基礎教育科目を置くことができる。

(一般教育科目)

第二十条 一般教育科目は、その内容により、人文科学、社会科学及び自然科学の三系列に分ける。

2 大学は、次の各号に掲げる一般教育科目に関する授業科目のうち、各号の系列についてそれぞれ三科目以上、全体として十二科目以上の授業科目を開設するものとする。

一 人文科学系 哲学、倫理学、歴史、文学、音楽、美

術

二 社会科学系 法学、社会学、政治学、経済学

三 自然科学系 数学、物理学、化学、生物学、地学

3 大学は、前項各号に掲げる授業科目のほか、一般教育科目として適当と認められる授業科目を必要に応じて同項各号のいずれかの系列に加えることができる。

4 心理学、統計学等の授業科目で、一の授業科目が第二項各号の系列のうち二以上の系列のいずれにも分類できるときは、大学においてその授業科目の内容及び計画に従い、いずれか一の系列に加えることができる。

(外国語科目)

第二十一条 大学は、外国語科目に関する授業科目として二以上の外国語の科目を開設するものとする。ただし、学部及び学科の種類により特別の事情があるときは、一の外国語の科目とすることができる。

(保健体育科目)

第二十二条 大学は、保健体育科目に関する授業科目を開設するものとする。

(基礎教育科目)

第二十三条 大学は、第十九条第二項の規定により、基礎教育科目を置く場合は、その授業科目は、一般教育科目

に関する授業科目のうち、その学部の専攻分野に関連のあるものを開設するものとする。

（専門教育科目）

第二十四条 大学は、学部及び学科又は課程の種類に応じ、必要な専門教育科目に関する授業科目を開設するものとする。

第七章 単位

（各授業科目の単位数）

第二十五条 各授業科目の単位数は、次の各号に定めるとおりとする。

一 一般教育科目は、原則として四単位とする。

二 外国語科目は、八単位とする。ただし、二以上の外国語の科目を開設する大学にあつては、一の外国語の科目を八単位とし、他の外国語の科目は、四単位以上とすることができる。

三 保健体育科目は、四単位とし、講義二単位及び実技二単位とする。

四 専門教育科目及び基礎教育科目は、四単位以上とする。ただし、教育上の必要がある場合は、三単位又は二単位とすることができる。

（単位の計算方法）

第二十六条 前条に規定する各授業科目に対する単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて四十五時間とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週一時間十五週の講義をもつて一単位とする。ただし、教室外の準備のための学修が基準どおりでない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、一時間半又は二時間の講義に対してそれぞれ教室外における一時間半又は一時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週一時間半又は二時間十五週の講義をもつて一単位とすることができる。

二 演習については、教室内における二時間の演習に対して教室外における一時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週二時間十五週の演習をもつて一単位とする。ただし、授業科目の種類によつては、教室外の準備のための学修が基準どおりでない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、一時間の演習に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週一時間十五週

の演習をもつて一単位とすることができる。

三 化学実験、機械実験、教育実習、農場実習、工作実

習、機械製図及び体育実技等の授業については、学修は、すべて実験室、実習場等で行われるものとし、毎週三時間十五週の実験又は実習をもつて一単位とする。

第八章 授業

(授業日数)

第二十七条 一年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、三十五週にわたり二百十日を原則とする。

(教育課程の編成方法)

第二十八条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業を行う学生数)

第二十九条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、おおむね五十人とする。

2 前項の規定にかかわらず、人文科学及び社会科学に関する授業科目並びに保健体育科目に関する授業科目については、大学の事情により、前項に規定する学生数以上とすることができる。ただし、特別の場合を除き、二百

人をこえないものとする。

(授業の方法)

第三十条 授業は、講義、実験・実習、演習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第九章 卒業の要件及び学士

(単位の授与)

第三十一条 大学は、一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与えるものとする。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定めるところにより、百二十四単位以上を修得することとする。

一 一般教育科目については、第二十条第二項各号の系列についてそれぞれ三科目以上十二単位、合計九科目以上三十六単位。ただし、専門技能の教育を主とする学部にあつては、その専攻分野に関連のある一般教育科目の単位のうち、八単位を限り、基礎教育科目の単位をもつてかえることができる。

二 外国語科目については、一の外国語の科目八単位

三 保健体育科目については、講義及び実技四単位

四 専門教育科目については、七十六単位以上

2 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする大学の場合にあつては、一の外国語の科目の単位は、前項第二号によるものとし、他の外国語の科目は、前項第四号の単位に含まれるものとする。

(医学及び歯学の大学の卒業の要件)

第三十三条 前条の規定にかかわらず、医学又は歯学の大学学部^(イマ)の卒業の要件は、大学に六年以上存学し、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条第二項に規定する専門の課程(以下「専門の課程」という。)に進学するための課程(以下「進学の課程」という。)を修了した者又は同法第五十六条第二項に規定する進学の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者で、専門の課程に入學し、これを修了することとする。

2 進学の課程においては、次の表の上欄に掲げる授業科目につき、同表の下欄に掲げる単位を含め、六十四単位以上を修得するものとする。

人文科学系の科目のうち三科目	十二単位
社会科学系の科目のうち三科目	十二単位

自然科学系の科目中物理学、化学、生物学及び数学のうち三科目

各四単位(うち一単位は実験とする。ただし、数学についてはこの限りでない。)につき計十二単位

外国語科目のうち「英語及びドイツ語」又は「英語及びフランス語」

十六単位

保健体育科目(講義及び実技)

四単位

基礎教育科目

八単位

備考

一 この表中人文科学系の科目、社会科学系の科目及び自然科学系の科目は、一般教育科目として修得するものとする。

二 基礎教育科目は、この表中自然科学系の科目として掲げるもののうち、一般教育科目として修得しなかつた科目及びその他の科目について修得するものとする。

(学士)

第三十四条 大学は、第三十二条及び前条第一項の規定による卒業の要件を備えた者に対しては、別表第四に定める学士の種類のうち、その履修した専攻に応じた学士を称せしめることができる。

第十章 校地、校舎等の施設

(校地)

第三十五条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

(運動場)

第三十六条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等施設)

第三十七条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室(講義室、実験、実習室、演習室等とする。)

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 図書館の閲覧室には、収容定員の百分の五以上の座席を備えるものとする。

5 大学は、第一項に掲げる施設を備える校舎のほか、なるべく講堂、体育館及び寄宿舎を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学にあつては、その専任の教員のための研究室その他の施設を増設するほか、特に照明、衛生等の諸施設については、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地及び校舎の面積)

第三十八条 校地及び校舎の面積については、別に定める。

第十一章 設備及び附属施設

(機械、器具等)

第三十九条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(図書及び学術雑誌)

第四十条 大学は、授業科目の種類に応じ、次の各号に掲げる冊数及び種類数の図書及び学術雑誌(マイクロフィルムによるものを含む。以下同じ。)を系統的に整理して備えるものとする。

一 一般教育科目 第二十条第二項各号の 千冊以上に
関する図書 系列についてそれぞれ

- 二 外国語科目に 一の外国語について 千冊以上
 関する図書
 三 保健体育科目に関する図書 三百冊以上
 四 専門教育科目に関する図書及び学術雑誌

学 部 名	図書の冊数	二以上の学科で組織する場合の学科の図書の冊数	学術雑誌の種類数
文学部	八,000以上	二,000以上	三以上
法学部	一〇,000以上	五,000以上	五以上
経済学部	一〇,000以上	五,000以上	五以上
商学部	一〇,000以上	五,000以上	五以上
理学部	八,000以上	二,000以上	五以上
工学部	八,000以上	二,000以上	五以上
農学部	八,000以上	二,000以上	五以上
薬学に関する学部	四,000以上	二,000以上	三以上
家政に関する学部	五,000以上	一,五〇〇以上	二以上
美術に関する学部	五,000以上	一,五〇〇以上	二以上
音楽に関する学部	五,000以上	一,五〇〇以上	二以上
体育に関する学部	五,000以上	二,000以上	二以上

備考

この表に掲げる学部以外の学部において備えるべき図書及び学術雑誌の冊数及び種類数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

(附属施設)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
農学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船(共同利用による場合を含む。)
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園(薬草園)
体育に関する学部	体育館

2 工学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

第十二章 雑則

(事務組織)

第四十二条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適當な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第四十三条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適當な組織を設けるものとする。

(医学、歯学の学部に関する特例)

第四十四条 第十一条、第二十五条、第二十六条、第四十条及び第四十一条の規定にかかわらず、医学又は歯学の学部における専門の課程の専任教員数及び授業科目、設備の基準並びに附属施設の基準については、別に定める。(その他の基準)

第四十五条 大学院、短期大学その他に関する基準は、別に定める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 大学における校地の面積(寄宿舎その他附属施設用地の面積を除く。)は、第三十八条の規定に基き、別に定められるまでの間、校舎の面積の六倍以上の面積とする。ただし、特別の事情があり、この面積が得られない場合は、教育に支障のない限度において、この面積の一部を減ずることができる。

3 大学における校舎の面積は、第三十八条の規定に基き、別に定められるまでの間、その教育に支障のないよう、少なくとも次の表に定める面積を下らないものとする。

学部名	学生定員	
	入学定員一 〇〇人収容 定員四〇〇 人の場合の 坪数	入学定員二 〇〇人収容 定員八〇〇 人の場合の 坪数
文学部	一、〇〇〇	一、五〇〇
教育学に関する学部	一、〇〇〇	一、五〇〇
法学部	一、〇〇〇	一、五〇〇
経済学部	一、〇〇〇	一、五〇〇
商学部	一、〇〇〇	一、五〇〇
理学部	一、七五〇	二、七〇〇
工学部	二、〇〇〇	三、四〇〇
農学部	一、九〇〇	三、三〇〇
薬学に関する学部	一、七五〇	二、三五〇
家政に関する学部	一、五〇〇	二、一〇〇
美術に関する学部	一、四五〇	二、四〇〇
音楽に関する学部	一、三〇〇	二、二〇〇
体育に関する学部	一、三〇〇	一、九〇〇

備考

一 この表には、講堂、寄宿舎その他附属施設の面積は含まない。

二 入学定員が、百人未満の場合にあつては、学科並びに入学定員及び教員数に応じて二割の範囲内においてこの

表に定める面積を減ずることができるものとし、この表に定める入学定員をこえる場合にあっては、教育に支障のないよう、そのこえる入学定員に応じてこの表に定める面積を増加するものとする。

三 二以上の学部を置く大学は、一般教育科目その他につき、各学部が共同に使用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる。

四 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

4 この省令施行の際、現に設置されている大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。

5 この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六条中「並びに学士に関する事項は、この節に規定するものの外、別に定める大学設置基準による。」を「学士に関する事項、教員の資格に関する事項その他大

学の設置に関する事項は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の定めるところによる。」に改める。

第六十六条の三を削る。

第六十八条中「学長、教授、助教授及び講師の資格に関する事項並びに」を削る。

第六十九条の二第一号中「第六十六条の三第一項に定める課程」を「進学の課程」に改める。

別表第一(医学、歯学以外の学部的一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数)

授業科目の種類	専任教員数		
	入学定員一〇〇人の場合	入学定員二〇〇人の場合	入学定員三〇〇人の場合
一般教育科目	二	三	三
人文科学系	二	二	二
社会科学系	二	二	二
自然科学系	二	二	二
外国語科目	七	二	一
保健体育科目	二	一	一
合計	二一	一五	一五

備考

一 この表に定める入学定員及び教員数は、二以上の学部

を置く大学の場合は、各学部の入学定員及び教員数の合計数とする。

二 この表に定める教員数は、教授、助教授または講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（以下別表第二及び別表第三において同じ。）。

三 入学定員が百人未満の場合には、社会科学系以外の教員一人を減じて六人とすることができる。

四 入学定員がこの表に定める数を超える場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第二及び別表第三において同じ。）。

五 夜間学部がこれと同じ種類の昼間において授業を行う学部（以下「昼間学部」という。）と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の入学定員が当該昼間学部の入学定員を超える場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第三において同じ。）。

別表第二（進学の課程の専任教員数）

授業科目の種類	専任教員数	
	入学定員六〇人の場合	入学定員二二〇人の場合
一般教育科目	一	一
人文科学系	一	一
社会科学系	一	一
自然科学系	三	二
外国語科目	一	二

別表第三（専門教育科目専任教員数）

保健体育科目 合計	六〇	八〇
--------------	----	----

学 部 名	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の入学定員及び専任教員数	
	入学定員	専任教員数	入学定員	専任教員数
文学部	八—五	二	五—〇	六
教育学に関する学部	八—五	二	五—〇	六
法学部	一〇—三	二	一〇—五	二
経済学部	一〇—三	二	一〇—五	二
商学部	一〇—三	二	一〇—五	二
理学部	一〇—三	二	一〇—五	二
工学部	一〇—三	二	一〇—五	二
農学部	一〇—三	二	一〇—五	二
薬学に関する学部	一〇—三	二	一〇—五	二
家政に関する学部	一〇—三	二	一〇—五	二
美術に関する学部	一〇—三	二	一〇—五	二
音楽に関する学部	一〇—三	二	一〇—五	二

体育に関する				
学部	吾一〇〇	三	四〇一六	八

備考

一 入学定員が、この表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員にかえることができる。

二 二以上の学科で組織する学部の場合、共通する授業科目があるときは、文学部、理学部、工学部、農学部又は家政に関する学部にあつては、一の学科以外の学科においてこの表に定める教員数からそれぞれ一人を減じた数（ただし、教授は、文学部及び家政に関する学部にあつてはそれぞれ三人以上、理学部、工学部及び農学部にあつてはそれぞれ四人以上とする。）とすることができる。

三 二以上の学科で組織する学部の場合、共通する授業科目があるときは、法学部、経済学部又は商学部にあつては、この表に定める教員数を学科間で融通することができる。ただし、学部の教員数は、この表に定める教員数の合計数を減じないものとする。

四 この表に掲げる学部以外の学部における教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する専門科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとする。

別表第四（学士の種類）

文学士	教育学士	神学士	社会学士	教養学士	学芸学士	社会科学士	法学士	政治学士	経済学士	商学士	経営学士	理学士	医学士	歯学士	薬学士	工学士	商船学士	農学士	獣医学士	水産学士	家政学士	芸術学士
-----	------	-----	------	------	------	-------	-----	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	------	------	------

体育学士

衛生看護学士

改正 昭三七文令二一、昭四〇文令七、昭四一・文令三七、昭四三・文令七、昭四五文令二一、昭四七・文令五、昭四八・文令二九、昭五〇・文令二一、文令四〇、昭五六・文令二一、昭五七・文令一、昭五八・文令二三、文令二四、昭五九・文令四六、昭六〇・文令一、文令二六、平元・文令三四、平三文令二四、平九・文令二七、平一〇・文令一一

一五 国立学校設置法施行規則〔抄〕

〔二〕 文部省令第一一号

一九六四（昭和三九）年四月一日

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第二項、第五条第一項、第六条の二、第七条第二項、第十条及び第十三条並びに国立学校設置法施行令（昭和二十九年政令第四十三号）第一条第三項及び第二条第三項の規定に基づき、国立学校設置法施行規則（昭和二十四年文部省令第二十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十九年四月一日

文部大臣 灘尾 弘吉

国立学校設置法施行規則

目次

第一章 国立大学及び国立短期大学

第一節 職員の種類及び定員（第一条・第二条）

第二節 学部、教養部及び分校（第三条―第八条）

第三節 附置研究所、附属図書館及び附属病院その他の教育研究施設（第九条―第二十条）

第四節 短期大学及び附属学校（第二十一条―第二十七条）

第五節 事務組織（第二十八条―第三十条）

第六節 雑則（第三十一条）

第二章 国立高等専門学校（第三十二条―第三十八条）

第三章 国立高等学校（第三十九条―第四十五条）

附則

第一章 国立大学及び国立短期大学

第一節 職員の種類及び定員

（職員の種類）

第一条 国立大学及び国立短期大学の職員の種類は、次のとおりとする。

学長

教授

助教授

講師

助手

事務職員

技術職員

教務職員

2 国立学校設置法施行令(昭和二十九年政令第四十三号)

第一条の規定により附属の学校(以下「附属学校」という。)を置く国立大学にあつては、職員の種類は、前項に定めるもののほか、教諭及び養護教諭とする。

3 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。

4 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

5 教務職員は、教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

(職員の定員)

第二条 各国立大学の職員の種類ごとの定員(国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号。以下「法」という。))第三条の三第二項に掲げる国立短期大学(以下「併設短期大学」という。))の職員の種類ごとの定員を含む。は、別表第一のとおりとし、法第三条の三第一項に掲げる各国立短期大学の職員の種類ごとの定員は、別表第二のとおりとする。

第二節 学部、教養部及び分校

(学部長)

第三条 国立大学の学部(以下「学部」という。)に学部長を置き、その大学の教授をもつて充てる。ただし、一つの学部を置く国立大学(以下「単科大学」という。)にあつては、学部長を置かないものとする。

(中略)

(教養部及び教養部長)

第五条 教養部を置く国立大学は、次のとおりとする。

東北大学

新潟大学

金沢大学

名古屋大学

京都大学

大阪大学

神戸大学

岡山大学

広島大学

九州大学

長崎大学

熊本大学

2 前項の国立大学の教養部に教養部長を置き、その大学の教授をもつて充てる。

〔中略〕

(分校及び分校主事)

第六条 国立大学又は学部、文部大臣が別に定めるところにより、分校を置く。

2 分校に、その長として、分校主事を置き、その大学の教授をもつて充てる。

(学科及び課程等)

第七条 学部に置く学科及び課程、学部又は学科に置く講座及び学科目並びに国立大学の教養部(留学生部を含む。以下同じ。)に置く学科目については、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令(昭和三十九年文部省令第三号)の定めるところによる。

〔中略〕

第三節 附置研究所、附属図書館及び附属病院その他の教育研究施設

(附置研究所の所長)

第九条 国立大学の大学附置の研究所(以下「附置研究所」という。)に所長(東京大学に附置する東京天文台にあつては、台長とする。以下同じ。)を置き、その大学の教授を

もつて充てる。

(附置研究所の教授等の職の特例)

第十条 法第四条第二項に規定する附置研究所の教授又は助教授の職であつて他の職を占める者をもつて充てるものは、別表第三のとおりとする。

(研究部門)

第十一条 附置研究所に置く研究部門については、国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令(昭和三十九年文部省令第四号)の定めるところによる。

(附属図書館の館長)

第十二条 国立大学の附属図書館(以下「附属図書館」という。)に館長を置き、その大学の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、事務職員をもつて充てることができる。

(分館及び分館長)

第十三条 附属図書館に、文部大臣が別に定めるところにより、分館を置く。

2 分館に分館長を置き、その大学の教授又は助教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、事務職員をもつて充てることができる。

(学部附属の病院及び病院長)

第十四条 国立大学の医学部及び歯学部、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の附属病院に病院長を置き、その学部の教授をもつて充てる。

〔中略〕

〔附置研究所附属の病院及び病院長〕

第十六条 別表第五に掲げる附置研究所に、附属の研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の附属病院に病院長を置き、その附置研究所の教授又は助教教授をもつて充てる。

〔診療科〕

第十七条 学部の附属病院及び附置研究所の附属病院に置く診療科は、文部大臣が別に定める。

〔薬剤部及び薬剤部長〕

第十八条 学部の附属病院、学部の附属病院の分院で文部大臣が指定するもの及び附置研究所の附属病院で文部大臣が指定するものに薬剤部を置く。

2 薬剤部に薬剤部長を置き、技術職員をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、その大学の教授又は助教授をもつて充てることができる。

〔総看護婦長〕

第十九条 学部の附属病院、学部の附属病院の分院で文部大臣が指定するもの及び附置研究所の附属病院で文部大臣が指定するものに総看護婦長を置き、技術職員をもつて充てる。

2 総看護婦長は、病院長又は分院長の命を受け、当該附属病院又は分院の看護に関する業務を総括する。

〔学部附属の教育研究施設等及びその長〕

第二十条 第十四条第一項に規定するもののほか、別表第六のとおり、学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

2 第十六条第一項に規定するもののほか、別表第七のとおり、附置研究所附属の研究施設を置く。

3 前二項の教育施設及び研究施設に長を置き、当該学部又は当該附置研究所の教授又は助教教授をもつて充てる。

ただし、必要がある場合には、練習船についてはその学部の講師をもつて、研究船については技術職員をもつて充てることができる。

第四節 短期大学及び附属学校

〔併設短期大学の学長〕

第二十一条 併設短期大学の学長は、その併設短期大学が併設される国立大学の学長をもつて充てる。

〔短期大学部主事〕

第二十二條 併設短期大学に短期大学部主事を置き、その併設短期大学の教授をもつて充てる。

2 短期大学部主事は、学長の職務を助け、併設短期大学の校務を整理する。

(国立短期大学の学科)

第二十三條 各国立短期大学に、別表第八のとおり、学科を置く。

〔中略〕

第五節 事務組織

(事務局及び厚生補導に関する部)

第二十八條 国立大学に、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理させるため事務局を、及び学生の厚生補導に関する事務を処理させるため厚生補導に関する部を置く。

2 事務局の所掌事務を分享させるため、文部大臣が指定する国立大学の事務局に部を、その他の国立大学の事務局に課を置く。

3 前項の部及び厚生補導に関する部にそれぞれ課を置く。

4 前二項に規定する部及び課の名称及び所掌事務に関しては、文部大臣の承認を受けて、その大学の学長が定める。

5 事務局、部及び課に、それぞれ事務局長、部長及び課

長を置く。

6 事務局長は事務職員をもつて、事務局の部長及び課長は事務職員又は技術職員をもつて、並びに厚生補導に関する部の部長にあつてはその大学の教授、助教授又は事務職員をもつて、課長にあつては事務職員又はその大学の教授、助教授若しくは講師をもつて充てる。

7 事務局長及び厚生補導に関する部の部長は、学長の監督の下に、それぞれ、事務局の事務又は厚生補導に関する部の事務を掌理し、並びに第二十九条第一項に規定する事務局及び事務室並びに併設短期大学及び国立工業教員養成所の事務部の事務について総括し、及び調整する。

8 部長(厚生補導に関する部の部長を除く。)及び課長は、それぞれ上司の命を受け、部又は課の事務を処理する。

9 文部大臣が指定する国立大学の厚生補導に関する部に次長を置き、事務職員をもつて充てる。

10 次長は、厚生補導に関する部の部長の職務を助け、厚生補導に関する部の事務を整理する。

(学部等の事務組織)

第二十九條 国立大学の学部、教養部、分校、附置研究所、附属図書館及びその分館、学部附属又は附置研究所附属の教育施設及び研究施設並びに附属学校(以下「学部等」

という。)に、その事務を処理させるため、規模に応じて、それぞれ事務部又は事務室を置くことができる。

2 国立大学の医学部の附属病院及び文部大臣が指定する学部等の事務部に課を置く。

3 前項に規定する課の名称及び所掌事務に関しては、文部大臣の承認を受けて、その大学の学長が定める。

4 事務部、事務室及び課に、それぞれ事務長(第二項の規定により課を置く事務部にあつては、事務部長とする。)、事務主任及び課長を置き、事務職員をもつて充てる。

5 事務部長、事務長及び事務主任は、それぞれ学部等の長の命を受け、事務部又は事務室の事務を処理し、課長

は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

〔中略〕

第六節 雑則

(内部組織に関する委任)

第三十一条 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立大学及び国立短期大学の内部組織については、その大学又は短期大学が定める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

別表第一

国立大学の名称	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
京 都 大 学	一	五三〇	五四一	一二六	九〇六	—	—	三、二五七	五、三六一

〔京大関係のみ〕

〔中略〕

別表第五

国立大学の名称	附属病院を置く附置研究所
京都大学	結核研究所

〔京大関係のみ〕

別表第六

国立大学の名称	上欄の国立大学の学部	中欄の学部附属の教育施設及び研究施設
理 学 部	地球物理学研究施設	火山

別表第七

京都大学			
農学部	工学部	医学部	
農場、演習林、農業簿記研究施設、農業研究施設	オートメーション研究施設、電離層研究施設	看護学校、助産婦学校、衛生検査技師学校、皮膚病特別研究施設	研究施設、地震観測所、天文台、植物生態研究施設

〔京大関係のみ〕

京都大学			国立大学の名称
ウイルス研究所	防災研究所	化学研究所	上欄の大学の附置研究所
ウイルス診断研究施設	宇治川水理実験所、桜島火山観測所、鳥取微小地震観測所	原子核科学研究施設	中欄の附置研究所附属の研究施設

〔京大関係のみ〕

〔以下略〕

改正 昭三九文令三〇、昭四〇文令一七、文令一八、昭四一 文令一二、昭四二 文令一一、文令一一、昭四三 文令六、文令一二、文

令二、昭四四 文令八、文令一七、文令一八、昭四五 文令六、文令八、文令一一、昭四六 文令一三、昭四七 文令二、文令一九、文令二三、文令二九、昭四八 文令四、文令一〇、文令一九、文令二六、昭四九 文令六、文令一三、文令二一、文令三八、文令四二、昭五〇 文令八、文令一七、文令三四、昭五一 文令三、文令二二、文令一八、文令二六、文令三三、昭五二 文令六、文令一一、文令一八、文令三三、昭五三 文令一〇、文令二五、文令二九、文令三七、昭五四 文令八、文令二二、昭五五 文令五、文令九、文令二三、文令二七、昭五六 文令一六、文令二一、文令三一、昭五七 文令四、昭五八 文令九、文令二六、昭五九 文令一四、文令一八、文令二七、文令三八、文令五〇、昭六〇 文令九、文令一九、文令二九、昭六一 文令一一、文令二二、文令二五、文令三六、昭六二 文令一〇、文令一三、文令一七、文令二九、昭六三 文令七、文令一四、文令二二、文令二五、文令三五、平元 文令三、文令一一、文令二四、文令三一、文令三八、平二 文令六、文令一五、文令二四、平三 文令七、文令一九、文令三五、文令三九、文令四一、平四 文令八、文令一四、文令二五、文令三一、平五 文令一一、文令一七、文令三〇、平六 文令八、文令一一、文令二一、文令四〇、平七 文令八、文令二〇、平八 文令八、文令一八、文令三三、平九 文令一一、文令三一、文令三八、平一〇 文令七、文令二一

一六 大学の運営に関する臨時措置法(抄)

〔二〕

法律第七〇号

一九六九(昭和四四)年八月七日

大学の運営に関する臨時措置法をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十四年八月七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第七十号

大学の運営に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じている大学によるその自主的な收拾のための努力をたすけることを主眼としてその運営に関し緊急に講ずべき措置を定め、もつて大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学紛争」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。)の管理に属する施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の学生(これに準ずる研究生等を含む。

以下同じ。)による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害されている状態をいう。

(学長等の責務)

第三条 大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかにその妥当な收拾を図るように努めなければならない。

2 大学紛争が生じている大学の学長は、当該大学の最高責任者として、当該大学紛争の收拾にあたつては、指導性を發揮して全学的に職員の意思の統合を図り、その收拾に関する方針及び措置を決定し、これを推進するように努めなければならない。この場合において、当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従つて管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない。

3 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、当該大学紛争に係る問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によつてきくように努め、これらの希望、意見等で当該大学紛争の妥当な收拾及び当該大学の運営の改善に資すると認められるものについては、その講ずべき措置に

これを反映させるように配慮しなければならない。

(大学紛争の報告)

第四条 国立大学の学長は、当該大学において大学紛争が生じたときは、直ちに文部大臣にその旨及び当該大学紛争の状況を報告しなければならない。

2 文部大臣は、前項の国立大学の学長に対し、当該大学の大学紛争の状況並びに当該大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講じた措置及び講じようとする措置について、必要に応じ、報告を求めることができる。

(文部大臣の勧告)

第五条 文部大臣は、大学紛争が生じている国立大学(以下「紛争大学」という。)の学長に対し、当該大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講すべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、当該大学による自主的な大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のための努力をたすけるようなものでなければならない。

3 第一項の勧告を受けた紛争大学の学長及び当該大学のその他の機関は、その勧告を尊重し、勧告に係る措置の実施に努めなければならない。

(運営機関等の特例)

第六条 紛争大学において、その大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し及び執行するため必要があると認められるときは、学長は、評議会(これを置かない大学にあつては、教授会。次項において同じ。)にはかり、次の措置をとることができる。

一 次に掲げる機関を設けること。

イ 副学長その他これに準ずる学長を補佐する機関

ロ 大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する事項について審議する機関

ハ 大学の運営に関する事項を管理し及び執行する機関

二 学校教育法及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に規定する機関で当該大学に置かれているものの職務及び権限の一部を、学長がみずから行なうものとし、若しくはこれらの機関の議を経ることなく行なうことができるものとし、又はこれらの法律に規定する機関のうち他の機関若しくは前号の機関に行なわせるものとする。

2 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の収拾及び運営の改善に関する諸問題に

ついで意見を聴取し又は協議するための会議を設けることができる。

3 第一項第一号イ又はハに掲げる機関の設置及びその他の機関に対する同項第二号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行なうものとし、同項第一号に掲げる機関(同号ロに掲げる機関にあつては、同項第二号の措置がとられるものに限る。)又はその構成員の任命は、学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。

4 第一項第一号ロに掲げる機関の構成員には、当該大学の職員のほか、当該大学の職員以外の者で学識経験を有するものを加えることができるものとし、第二項の会議には、これらの者又はふさわしい領域内の問題について当該大学の学生を代表する者を参加させることができるものとする。

(教育等の休止及び停止)

第七条 紛争大学の学長は、大学紛争を收拾するため必要があると認めるときは、大学紛争が生じている学部、教養部、大学院研究科その他の部局又は組織(以下「学部等」という。)における教育及び研究に関する機能の全部又は一部を、六月以内の期間、休止することができる。この場合において、やむを得ない事情があるときは、その期

間を三月以内において延長することができる。

2 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九月以上を経過した場合又は学部等の大学紛争が收拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じ、その後六月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の收拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。この場合において、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

3 前項の停止の措置がとられている紛争大学の学部等における大学紛争が收拾されたとき、又は、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

(教育等の停止に伴う効果)

第八条 紛争大学の学部等について前条第二項の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は、次に定めるところによる。

一 当該学部等の職員(次に掲げる者を除く。)については、任命権者は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十

号)第七十九条及び第八十一条の規定にかかわらず、これを休職にするものとする。この場合において、教育公務員特例法第十条の規定は、適用しない。

イ 当該大学の大学紛争の処理に関し特に必要な業務、日常管理業務又は特別の事情により直ちに停止することが困難な業務であつて、文部省令で定めるものに従事する者

ロ 非常勤職員

ハ 他の法律の規定による休職者及び停職者

二 前号の規定による休職者には、俸給、扶養手当、調整手当、暫定手当及び期末手当のそれぞれの百分の七十以内を支給する。

三 第一号の規定による休職者には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定に基づく寒冷地手当を支給する。この場合において、同法第二条の二第二項中「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)第八条第二号」とする。

四 第一号の規定による休職者は、その併任官職に係る職務に従事することができる。この場合において、そ

の者には、当該官職に係る勤務について、その実態に応じ、人事院規則で定める給与を支給することができる。

五 第一号の規定による休職は、この条に別段の定めがある場合を除き、他の法令の規定の適用については、国家公務員法第七十九条の規定による休職とみなす。

六 前各号に規定するもののほか、第一号の休職に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

七 当該学部等の教員の欠員の補充は、行なわない。

八 当該学部等の学生については、前条第二項の停止の措置がとられている期間は、法令の規定による在学期間に算入しない。

九 当該学部等の学生の前号の期間に係る授業料は、免除する。

十 日本育英会は、当該学部等の学生に対しては、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号の学資の貸与を行なわないものとする。

(国立学校設置法の改正等の措置)

第九条 第七条第二項の措置がとられた後三月以上の期間を経過してもなお大学紛争の收拾が著しく困難であり、当該大学又はその学部等の設置の目的を達成することが

できないと認められるに至つたときは、その事態に応じ、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）を改正するための措置その他必要な措置が講ぜられなければならない。

2 文部大臣は、前項の措置を講じようとするときは、当該大学の学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経なければならない。

（学部等との紛争に係るあつせん）

第十条 紛争大学の学部等の間で当該大学の運営についての紛争があり、かつ、これが当該大学における大学紛争の收拾にとつて重大な支障となつていると認められるときは、当該大学の学長は、関係学部等の長の同意を得て、文部大臣に対し、当事者間の紛争の解決を図るためのあつせんを申請することができる。

2 文部大臣は、前項の申請があつたときは、臨時大学問題審議会によるあつせんに付するものとする。

3 前項のあつせんは、臨時大学問題審議会の会長がその委員又は特別委員のうちから指名するあつせん員によつて行なう。

（紛争大学の入学者の選抜等の協議）

第十一条 紛争大学においてその新入学者に対する教育の

実施又は学生の卒業が正規に行なわれるという見とおしをすることが困難であると認められるときは、当該大学の学長は、入学者の選抜又は学生の卒業に関し、文部大臣に協議しなければならない。

〔中略〕

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に生じた大学紛争で、この法律の施行後引き続き継続しているものは、この法律の施行の日に生じたものとみなして、この法律の規定を適用する。

ただし、当該大学紛争で同日においてすでに六月以上を経過しているものについては、当該学部等につき当該大学紛争が生じた後五月を経過したものとみなして、第七条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に第六条第一項第一号に掲げる機関で同条第三項の協議に係るものに相当する機関を設けている紛争大学において、当該機関を引き続き設置し

ようとするときは、当該大学の学長は、この法律の施行の日から二十日以内に、当該機関の名称、組織及び所掌事項を文部大臣に報告しなければならない。この場合において、その報告があつたときは、同項の措置がとられたものとみなす。

〔中略〕

〔廃止〕

5 この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする。

〔中略〕

内閣総理大臣	佐藤 栄作
大蔵大臣	福田 赳夫
文部大臣	坂田 道太
自治大臣	野田 武夫

改正 昭四五法律一一九

一七 大学院設置基準〔抄〕

文部省令第二八号
一九七四（昭和四九）年六月二〇日

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第八条、第六十八条第一項及び第八十八条の規定に基づき、大学院設置基準を次のように定める。

昭和四十九年六月二十日

文部大臣 奥野 誠亮

大学院設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 研究科（第五条―第七条）
 - 第三章 教員組織（第八条・第九条）
 - 第四章 学生定員（第十条）
 - 第五章 教育方法等（第十一条―第十五条）
 - 第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）
 - 第七章 施設及び設備（第十九条―第二十二条）
 - 第八章 雑則（第二十三条・第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 大学院は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

(大学院の課程)

第二条 大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 大学院には、修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

(修士課程)

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の修業年限は、二年とする。

(博士課程)

第四条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。

3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。

4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程にお

いては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第二章 研究科

(研究科)

第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。

(専攻)

第六条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。

(研究科と学部等の関係)

第七条 研究科を組織するに当たつては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。

第三章 教員組織

(教員組織)

第八条 大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応

じ、教育研究上必要な教員を置くものとする。

2 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員がこれを兼ねることができる。

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、必要数置くものとする。

一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・

技能を有する者

二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当

し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する

者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

第四章 学生定員

(学生定員)

第十条 学生定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。

第五章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第十一条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によつて行うものとする。

(授業科目)

第十二条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

(研究指導)

第十三条 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(修士課程の教育方法の特例)

第十四条 修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により

教育を行うことができる。

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位数、単位の計算方法、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与並びに他の大学院における授業科目の履修等については、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条から第二十七条まで、第二十八条の二、第三十条、第三十一条並びに第三十一条の二第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定を準用する。この場合において、第三十一条の二第二項中「三十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。

第六章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第十八条 修士課程又は博士課程を修了した者は、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)の定めるところにより、学位を授与されるものとする。

第七章 施設及び設備

(講義室等)

第十九条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

(機械、器具等)

第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標

本を備えるものとする。

(図書及び学術雑誌)

第二十一条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じて必要な種類及び冊数の図書及び学術雑誌(マイクロフィルムによるものを含む。)を系統的に整理して備えるものとする。

(学部等の施設及び設備の共用)

第二十二条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

第八章 雑則

(事務組織)

第二十三条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。

(医学及び歯学の研究科に関する特例)

第二十四条 医学及び歯学の研究科に関する基準は、別に定める。

附則

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

改正 昭五一文令二九、昭五三文令四二、平元文令三四 文令四

二、平三文令二五、平五文令三二

一八 国立学校設置法施行令(抄)

(二)

政令第三〇号

一九八四(昭和五九)年六月二八日

国立学校設置法施行令をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十九年六月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

政令第二百三十号

国立学校設置法施行令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)

第二条第二項、第三条の二、第四条、第九条、第九条の二

第一項及び第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

〔中略〕

(大学院を置く国立大学の指定等)

第二条 国立学校設置法(以下「法」という。)第三条の二第

一項の政令で定める国立大学は、次の表の上欄に掲げる

国立大学とし、当該国立大学の大学院に置く研究科の名

称及び課程は、それぞれ同表の中欄及び下欄に定めるとおりとする。

国立大学の名称							研究科の名称	課程
京都大学							文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科	博士課程

〔京大関係のみ〕

（研究所を附置する国立大学の指定等）

第三条 法第四条第一項の政令で定める国立大学は、次の表の上欄に掲げる国立大学とし、当該国立大学に附置する研究所の名称及び目的は、それぞれ同表の中欄及び下欄に定めるとおりとする。

国立大学の名称										研究所の名称	目的
京都大学										化学研究所	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究
										人文科学研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究
										結核胸部疾患研究所	結核及び胸部疾患に関する学理及びその応用の研究
										原子エネルギー研究所	原子エネルギーの開発及び利用に関する学理並びにその応用の研究
										木材研究所	木材に関する学理及びその応用の研究
										食糧科学研究所	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究
										防災研究所	災害に関する学理及びその応用の研究
										基礎物理学研究所	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究
										ウイルス研究所	ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
										経済研究所	産業経済に関する総合研究
										数理解析研究所	数理解析に関する総合研究

原子炉実験所	原子炉による実験及びこれに 関連する研究
霊長類研究所	霊長類に関する総合研究

〔京大関係のみ〕

2

法第四条第三項の政令で定める研究所は、前項の表に掲げる研究所のうち、次の表の上欄に掲げる国立大学に附置される同表の下欄に掲げる研究所とする。

国立大学の名称	研究所の名称
京都大学	基礎物理学研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所

〔京大関係のみ〕

〔中略〕

（国立学校における授業料等の免除又は徴収の猶予）

第十条 法第十二条の規定による授業料その他の費用（これらに係る延滞金を含む。以下「授業料等」という。）の免除で、経済的理由によつて納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合に係るもの又は同条の規定による授業料等の徴収の猶予は、各年度ごとに、当該年度に係る授業料等について、免除又は徴収の猶予を受けようとする者の申請に基づき行ふものとする。この場合において、徴収の猶予の期間は、当該年度の末日以前の期日

までとしなければならない。

第十一条 前条の規定により授業料等について免除を行う場合における当該免除に係る各国立学校ごとの授業料等の額は、文部大臣が大蔵大臣と協議して授業料等のそれぞれの費用について定める額の範囲内において、文部大臣が各国立学校ごとに定める額を超えないものとする。

第十二条 前二条に定めるもののほか、休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合における授業料等の免除については、文部大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによる。

第十三条 前三条に定めるもののほか、授業料等の免除又は徴収の猶予の実施について必要な事項は、文部大臣が定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（国立大学の附属の学校に関する政令等の廃止）

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 国立大学の附属の学校に関する政令（昭和二十九年政令第四十三号）

二 国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴

収の猶予に関する政令(昭和三十三年政令第九十七号)

三 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和三十八年政令第九十六号)

(国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関する政令の廃止に伴う経過措置)

3 この政令の施行前に、昭和五十九年度に係る授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関し、前項の規定による廃止前の国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関する政令第一条の規定によりした申請は、第十条の規定によりした申請とみなす。

〔中略〕

文部大臣 森 喜朗

内閣総理大臣 中曽根康弘

改正 昭六〇政令七二、昭六二政令七〇、政令一〇五、政令一三三、

昭六二政令八一、政令一四八、昭六三政令五五、政令一〇一、

政令二七八、平元政令七三、政令一三六、政令一八六、平二

政令六〇、政令一三〇、政令二八七、平三政令八〇、政令一

一六、平四政令九五、政令一一三、政令二二六、平五政令五

六、政令一〇四、平六政令八六、政令一五九、平七政令一〇

七、平八政令四八、政令一一九、政令二八八、平九政令八〇、

政令九九、政令一二六、平一〇政令六九、政令一五五

一九 大学設置基準一部改正(抄)〔設置基準の大綱化〕

〔二〕

文部省令第二四号

一九九一(平成三年六月三日)

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部

を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 教育研究上の基本組織(第三条―第六条)

第三章 教員組織(第七条―第十三条)

第四章 教員の資格(第十四条―第十七条)

第五章 収容定員(第十八条)

第六章 教育課程(第十九条―第二十六条)

第七章 卒業の要件等(第二十七条―第三十三条)

第八章 校地、校舎等の施設及び設備(第三十四条―第四

十条)

第九章 事務組織等(第四十一条・第四十二条)

第十章 雑則(第四十三条・第四十四条)

附則

〔中略〕

第一章中第一条の次に次の一条を加える。

（自己評価等）

第二条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第十八条の次に次の章名を付する。

第六章 教育課程

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養^{かんよう}するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第二十一条から第二十四条までを削る。

〔第七章 単位〕を削る。

第二十五条の見出しを「（単位）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業

制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第二十五条を第二十一条とする。

第二十六条を削る。

「第八章 授業」を削る。

第二十七条の見出しを「(一年間の授業期間)」に改め、

同条中「授業日数」を「授業を行う期間」に、「定期試験等の日数」を「定期試験等の期間」に、「わたり二百十日を」を「わたることを」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十八条を削る。

第二十八条の二の見出しを「(各授業科目の授業期間)」に改め、同条中「外国語の演習、体育実技等の授業について」を削り、「この限りでない」を「これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十九条第一項中「おおむね五十人」を「授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするもの」に

改め、同条第二項を削り、同条を第二十四条とする。

第三十条中「実験・実習、演習」を「演習、実験、実習」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(昼夜開講制)

第二十六条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

第九章の章名中「及び学士」を「等」に改める。

第三十一条中「者」を「学生」に改め、同条にただし書として次のように加える。

ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第九章中第三十一条を第二十七条とする。

第三十一条の二第一項中「学生が」の下に「大学の定めるところにより」を加え、「短期大学の授業科目を履修することを認める」を「短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したもの」とみなす」

に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、当

該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて三十単位を超えないものとする。

（科目等履修生）

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成三年七月一日から施行する。
〔以下略〕